

対 象 業 種
---------

大分類	中分類
E 製造業	全ての業種
F 電気・ガス・熱供給・水道業	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等に係る電気業、ガス業、熱供給業
G 情報通信業	全ての業種
H 運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
I 卸売業、小売業	卸売業
J 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（その他専門サービス業を除く。）、広告業、技術サービス業（写真業を除く。）
O 教育、学習支援業	学校教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く。）及びその他の教育、学習支援業（学習塾、教養・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く。）
R サービス業（他に分類されないもの）	職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業